

轟木広太郎著

『戦うことと裁くこと』

中世フランスの紛争・権力・真理』

鈴木道也

本書は、一一世紀から一二世紀にかけての西フランス地域を主たる対象に、歴史人類学の手法を用いて中世フランスにおける紛争解決システムの特色を明らかにしようとするものである。「戦うこと」と「裁くこと」の結びつきを明らかにし、「正義と悪についての、罪と罰についての歴史的経験」（七頁）を描き出すことを目指す著者の主張は明快であり、次のように要約できる。すなわち中世フランスでは、霊的な方法であれ俗的な方法であれ、「戦うことができる」者であるかどうか、「裁くことができる」者であるかどうかを決めていた。戦うことができれば自ら裁き手となり、また他者からは「容易に裁かれない」地位に立つ。が、戦う術を持たなければ、他者の裁きに全面的に服さざるを得ない。著者によれば、「戦いかつ裁くことのできる」者たちの水平的な紛争世界が国王を頂点とする垂直的な構造をとりはじめる十三世紀は、紛争解決の歴史における大きな転換期であった。

かかる主張を裏付けるべく、本書は終章を含め八つの章から構

成されている。著者はまず研究史を整理（第一章）した後、「戦うことができ、容易に裁かれない」者を教会人と俗人に分け、教会人の戦い方（第二章）と俗人たちの戦い方（第三章）、それぞれの固有性を確認する。次に、「戦うことのできない」者たちを領主として裁く彼らの裁判権を分析した上で（第四章）、裁判権を含む領主権全体が正当化される根拠を問う（第五章）。本書の後半では、「神の裁き」から「人の裁き」への変化と位置づけられる、一三世紀以降の紛争解決システムが問題となる。重要な指標は「証人尋問」の導入・普及であり、その具体相を、領主法廷の場（第六章）と国王法廷の場（第七章、終章）で確認していく。二〇〇〇年以降相次いで発表されてきた論攷が、新しい成果を踏まえて加筆を施され、著者の構想に沿って周到に配置されている。以下各章の内容を紹介し、多少のコメントを付したい。

第一章「紛争のなかの封建社会」では、著作を貫く研究視角が、相互に関係する二つの研究史の整理を通じて導き出される。最初に取り上げるのは、「紀元千年の変動」論である。フランスは紀元千年前後に急激かつ全面的な変容を経験し、政治的にはバン領主権を核とする分権的秩序を、また宗教的には修道院改革運動にみられる靈性の高まりを特徴とする社会になったとする「変動論」は、ドミニク・バルテルミーらの批判を受け、前時代との断絶ではなく連続あるいはゆるやかな変動を強調する傾向にある。著者はそうした修正論を意識しつつも、一一、一二世紀は「変動」が「まとまった形で、もっとも顕在化する時代」（二二頁）と捉える。

では、かかる分権的な社会はどのように統御されていたのか。

著者は次に、近年の紛争解決研究に着目する。一九八〇年代以降の紛争解決研究は、文化人類学的手法を導入することで、多くの時代・地域に関して豊かな成果を生み出してきた。それらはいずれも、一見不合理にみえる非近代の紛争社会に自律的な紛争解決システムが機能していたことを示しており、先行するギアリヤルメルらの研究を手がかりに、中世フランス社会においてそれを明らかにすることが著者の課題となる。

第二章「戦う教会人」では、聖人伝を軸に、修道院証書や「神の平和」関連史料なども利用して、紛争に際して修道士や司教たちが用いた「武器」とその戦い方を明らかにする。彼らは霊的フエーデという考え方を有し、必要とあれば聖遺物を法廷に持ち込み、聖人の懲罰が発現するとの威嚇を以て、自らに有利な裁決を得ようとした。また、いわゆる「神の平和」運動で出された平和令も、教会領主側の領主権を保障するシステムとして機能していた。著者は、こうした霊的な武器によって彼ら教会領主も「戦うことができた」ので、俗人領主に伍して「裁く」者としての地位を得ることが出来たと述べる。

第三章「俗人領主たちの紛争」は、俗人間の紛争を分析の対象とし、第一節で諸侯・家臣間の紛争、第二節で国王・領主間の紛争を取り上げる。一一世紀前半に繰り広げられた、アキテーヌ公ギヨーム五世とその家臣リュジニャン城主ユーグの長い戦いを記録した「コンウエントウム」によれば、彼らの紛争はその都度何らかの和解によって終結することが多い。しかし著者によれば、和解は封の授受や婚姻関係と同様、上級領主と周辺領主との関係をときに緩和させ、またときに緊張させる政治的な駆け引きのひと

つであり、その機能は「コンセンサスによる秩序回復」にとどまるものではなかった。しかし他方で、忠誠破棄をきっかけとして主君と家臣の間に戦争状態が生まれたとしても、和解のためのチャネルはいつでも開かれており、一領主であっても「戦うことができる」者であれば、「容易に裁かれない」者としてその自律性は確保されていた。

続く第二節は、サン・レミ修道院長シュジェの『ルイ六世伝』をもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールに則っていたことが確認される。「神の裁き」やフエーデを紛争解決の手段として尊重する国王は、自らの法廷における判決の意義を小さく限定し、封建家臣に対する軍事遠征をフエーデと位置づけ、俗人領主と同じフィールドで戦っていたのである。国王、諸侯、領主がともに「戦うことができる」者として相争う水平的で均質的な紛争世界は、国王が「別格の聖性を体現し始める」(一一九頁) 一三世紀になると、大きく変化し始めることになる。

第四章「領民を裁く」は、「戦うことのできない」者たち、すなわち領民に対する裁きの場合がどのような価値観の下にあったのかを探ろうとする。ブサール(一九七四)やファン・デ・キーフト(一九六〇)らの先行研究を手がかりとしつつも、著者は犯罪や争いは領主にとって「財」であったとする視点に立つ。当時の史料には、裁判権を秩序維持の観点から捉える意識は「皆無」(一四二頁)であり、犯罪の抑圧という観点は「完全に欠落」(一四三頁)していた。著者によれば、一一、一二世紀のフランス社会では、領主裁判権はほかの「慣習」と同様、財政的に運用されており、そこでは犯罪や争いは開拓すべき「財」であって、

犯罪行為に対する罰金にも犯罪の抑止という目的はなかったという。しかし前章における領主間紛争と同様、こうした領主裁判権もまた一三世紀にはその性格を変えていく。

第五章「悪しき慣習」は、十世紀末から一一世紀初頭の西フランスの修道院を舞台に、贈与証書に現れる「悪しき慣習」(mala consuetudines)という語が、領主間の、あるいは領主・領民間のいかなる歴史的現実を反映するものであったのか、を問題にする。著者は、教会領主の「慣習」を巡る様々な状況から、その「正しき」と「悪しき」は、客観的な法的基準にもとづくものではなく、教会領主のバン領主化を正当化するためのレトリックであった可能性を指摘する。すなわち、修道院改革に感化された諸侯や中小領主は、「悪しき慣習」を修道院に付与することで「正しき」ものとし、修道院を「戦い、かつ裁くことのできる」バン領主の地位に押し上げた。領主間の関係性を直接反映してやり取りされる「慣習」では、そこに刻まれているはずの古からの記憶が大きな意味を持つことはなかったという。ここでは結論として、ジャコブの研究(二〇〇一)から「古き良き法」の代表例とされてきた慣習法集成は、それ以前の慣習の記憶が自然と成文化されたものではなく、当時のローマ法やカノン法の知識をもつ実務家や、新しい統治システムの影響のもとに成立した」との見解が引用されている。

第六章以下では、これまで見てきた中世的な紛争解決システムの変容が問題となる。第六章「神判・法廷決闘から証人尋問へ」は、ルメルの近著(二〇〇六)を手がかりに、雪冤宣誓・法廷決闘・神判といった「神の裁き」に依存していた法廷に、一三世紀

以降、新しい証明方法として証人尋問が導入されてくる背景を、アンジュー地方を対象に検討する。著者によれば、一三世紀以前でも法廷には多くの証人がいた。彼らは寄進、売買、封の授受、和解などの機会に、領主と「忠義」「朋友」「庇護」関係を取り結んだ人びとであった。こうした人びとの存在は、当時の領主支配が緊密な人的ネットワークによって成り立っていたことを示しており、その証明能力は、現実社会の関係性を反映するものとして、「神の裁き」を補完する役割を果たしていた。

しかしながら、一三世紀に普及する新しい証人尋問は、証人を紛争当事者から引きはがした。それは裁判人の権限で証人を召喚・尋問するものであり、証明の主導権が紛争当事者から裁判人に移ることを意味している。「戦うことができる」者から「容易に裁かれない」ための重要な武器を奪うことになるこの証人尋問がなぜ広まったのか。著者はこの重要な問題について、ルメルとともに「裁判官は判決に直接影響を及ぼさないから、これまで諸侯を裁判官として避けてきた者によっても受け入れられやすい素地があった」(二四九頁)と指摘するが、後述するように、この点についてはもう少し踏み込んだ議論が必要ではなかったかと思われる。

第七章「国王と紛争——フィリップ・オーギュスト時代——」では、フィリップ・オーギュスト期の国王法廷に証人尋問が導入される具体的な様相が確認される。王国統治の刷新を象徴する一一九〇年王令も、また王と諸侯たちの様々な戦いも、紛争解決システムの新たな段階を画すものではなかった。しかし著者によれば、すでにルイ七世治世には王領内の様々な紛争に証人尋問が利

用されており、フィリップ・オーギュスト治世では、一二〇〇年に生じたバリ大学とブレヴォの諍いに対応するなかで、「法廷決闘と神判がはつきりと否定され」、「容疑者に対する取り調べという、刑事裁判権の重要な構成要素ははつきりとここに姿を見せている」(二八七頁)という。また刑事事件や、農奴身分・レガリア・封建的忠誠をめぐる訴訟など、広い範囲で証人尋問が活用されていることが指摘される。

終章「聖ルイ時代の裁判と第四回ラテラノ公会議」では、法廷の在り方に関わる聖俗二つのエピソードが紹介されている。ひとつは、一三世紀後半に聖ルイのもとで推進された証人尋問を軸とする司法行政の整備であり、もうひとつは、一二一五年の第四ラテラノ公会議の決議である。前者は、制度としてただちに定着することはなかったものの、法廷決闘に代えて証人尋問を導入しようとする王の強い決意を示しており、また後者は、「神の裁き」を退け、教会裁判の領域において職権的訴追と糾問手続きを定める画期となった。一一、一二世紀の中世領主社会を支配していた「戦うこと」と「裁くこと」の関係は、ここに大きな転換を見せることになる。

中世フランスの紛争解決システムは、多様な証明方法を適宜組み合わせ、権力関係の変化にも即応し得るような柔軟性と持続性を兼ね備えたものであったこと、またそこには合目的な合理性の原理が働いていたこと、これらを豊富な事例をもとに明らかにした本書の意義は大きいだろう。「当たり前の経験を掘り下げる」(三一三頁)ためにこれまで著者が進めてこられた粘り強い史料

分析には、心から敬意を表したい。本書には、自らの所領支配を確実なものにしようと謀る中世領主たちの真剣な姿が、その随所に活き活きと描かれている。ただ、紛争社会の捉え方とその変容に関する著者の議論については、多少の疑問がないわけではない。

一つ目は、中世の裁きの場における多様な証明方法、いわゆる「神の裁き」に関してである。超越的な神の裁定を尊重する点において、中世の紛争解決法は、戦争を含め、ある意味ではすべて広義の神判であり、また同時に、紛争解決に向けた手続きが円滑に進むかどうか紛争当事者の主体性にかかっているという点においては、きわめて当事者主義的でもあった。しかしこうした共通性を持つとしても、片務的傾向の強い雪冤宣誓や神判と、双務的傾向の強い法廷決闘を、その具体的な機能、法廷での取捨選択、人的ネットワークとの関係、そして最終的な衰退局面などについて、「神の裁き」として一括りに論じることは難しいだろう。また、法廷決闘が本質的にもつ暴力性は、教会勢力が原則的にはそれを受容する方向にあったとしても、やはり中世の長きにわたって、俗人と聖職者でこの証明方法への関わり方に差を生み出していた。したがって、紛争解決の現場にあつては、特定の証明方法を選択あるいは回避する際に、領主であれ領民であれ、その特性に応じた多様で複雑な戦略を展開していたはずである。

他方で「神の裁き」の時代は、修道院改革とグレゴリウス改革を経験し、教皇、皇帝から在地の領主に至るまで、ひとつにして普遍的なキリスト教世界の実現に向けて聖俗の緊密な相互関係を作り上げた時期でもあった。著者はゲッツの見解にしたがって、

一〇世紀末以降の「神の平和」を、平和秩序の構築を目指す新しい運動としてではなく、領土社会の実態に即した教会領主側の所領経営策と位置づけ、随所で刺激的な議論を展開している。しかしこの時代の世界観は、むしろ古典的な「神の平和」のイメージと親和的ですからある。本書が「法制度の研究ではない」(七頁)としても、俗人が教会人かといった「裁くことができる」者の違いを超えて、この時代に通底する紛争解決コードの靈的宗教的性格、またそこに根を持ちながら固有の展開をみせる多様な証明方法、「神の裁き」の本質を明らかにしようとするならば、この両者についてのより詳細な検討が求められるのではないだろうか。

二つ目は、一三世紀以降の「人の裁き」に関してである。中世ヨーロッパにおける公的秩序の解体・再編過程への関心から、十一世紀のバン領主制および一三世紀カペー朝の集権化政策に着目する研究は、戦後日本の中世フランス史研究で厚い蓄積を持つ分野である。本書はそこに新たな視点から果敢に切り込んでおり、その点は高く評価されるべきであろう。このテーマに関心を持つ者として、評者も大いに勇気づけられた。

もっとも著者は、裁判権を「財」と位置づける第四章に典型的なように、水平的な紛争社会における領主裁判権の秩序形成機能には懐疑的であり、中世的支配権の基礎に裁判権を置く伝統的な立場とははっきり距離をとっているように思われる。また、中世的裁判の実態が明らかにするなか、司法の近代化を権力秩序の在るべき方向性として評価するような視点が相対化されることは間違いない。したがって、こうした近代国家形成史の観点に立つて

過去の研究と本書を比較するような態度に対して、著者は当惑されるかもしれない。

しかしながら、中世的裁判とその変容がいかなる意味を持っていたのか議論することは、一三世紀フランスの裁きに現れる変化が顕著である以上、依然として有効であろう。本書のなかで、その合目的的で柔軟な紛争解決機能を存分に示した中世的裁判を変質させていくものは何であつたのか。例えば、十二世紀中葉以降ローマ法の影響下で人文主義者たちが展開する王権論は、ヨーロッパの諸王権における物的基盤の拡大という現実を受けて展開されたものであつたが、その思想は王権の集権化政策に影響を与えずにはおかなかつたはずである。カペー家の経済的基礎が拡大したことで、裁判権を含む王権の質を巡る議論が王の周辺で生まれ、その具体化・現実化が様々に試みられるなかで、司法の場における証人尋問の導入もまた重要な課題として浮かんできたのであろうか。紛争解決システムにとっては、「裁くこと」とともに「赦すこと」、すなわち恩赦の授与も重要であるが、一二世紀には王国内で広範囲に確認された「恩赦」も、一三世紀以降カペー王権の下に集積していくことが確認されており、ここには王権観の全般的な変容を想定することができるといえる。

加えて、一三世紀初頭の第四回ラテラノ公会議の決議は、国王や諸侯を含む紛争解決システム全体に対し、直接的間接的のどのような影響を与えたのであろうか。やや逆説的ではあるが、「人の裁き」を浸透させていくうえで教会と教会法が果たした役割はきわめて大きいように思われる。紛争処理システムの「近代化」あるいは世俗化を支える理論と、その具体的な変容過程について

の分析は、きわめて困難な課題ではあるものの、可能な限り本書に組み込まれるべきであったように思われる。

前近代社会における権力秩序の編成原理といった問題に評者の関心が集中するあまり、必ずしも著者の意図に沿わない偏った解釈を行い、多様な読みの可能性を持つ本書の魅力を十分に紹介できなかつたとすれば、それはひとえに評者の能力不足であり、著者および読者の方々には何卒ご海容を賜りたい。

人類的視点が与えた様々な知見が刺激となつて、当該期の紛争研究はますます豊かな展開をみせつつある。例えばイブ・サシ

エは、細分化され複雑に絡み合う紛争と和解のメカニズムのなかで、諸侯や王の法廷が一定の「公的」な機能を果たしていた可能性を指摘し、そこに集権化の手がかりを求めている。他方でドミニ・バルテルミーは、この時代の紛争解決システム全体の靈的儀礼的性格をくりかえし強調している。本書が提示した枠組みが、こうした研究動向のなかでどのような新しい議論を促すものとなるのか、大きな関心をもつて見守りたい。

(A五判 三六〇頁 二〇一〇年四月 昭和堂 六三〇〇円)

(埼玉大学准教授)